

四日市市建築設計業務委託特記仕様書

I. 委託業務概要

1. 件名 三重北勢健康増進センタープール改修ほか工事設計業務委託

2. 設計対象施設

(1)場所 四日市市 塩浜町 地内
(用途地域及び地区の指定) 第2種住居地域

(2)既存施設概要及び設計業務内容

記号	施設名称	構造規模等	設計業務内容		備考
			基本設計	実施設計	
	三重北勢健康増進センター	RC造 地下1階地上3階建て 延べ面積約3925㎡		○[改修]	別紙2による

・耐震安全性の分類

官庁施設の総合耐震・対津波計画基準による、耐震安全性の分類は次のとおりとする。

1) 構造体	I・II・III 類
2) 建築非構造部材	A・B 類
3) 建築設備	甲・乙 類

3. 設計業務内容及び範囲

(1)設計業務概要

平成31年国土交通省告示第98号に基づく(告示別添二)建築物の類型
第 3号 2類

(2)設計図書の作成

別表1-1、別表1-2及び別表1-3成果品一覧による。

II. 一般事項

- 設計業務にあたっては、監督職員と密接な打合せを行い、その指示に従うこと。
なお、打合せは、原則として管理技術者の立会いのもと行うこと。
- 関係各機関(県、市、町、村、消防、NTT、電力、ガス、その他)との設計上必要な打合せ説明、申込、提出書類等の作成は受託者が行い、その結果を文書で監督職員に報告するものとする。
- 打合せ用の設計図書は、必要に応じて受託者が随時作成するものとする。
(打合せの図面等のサイズは監督職員の指示による。)
- 管理技術者の資格は、1級建築士または2級建築士とする。
- 本仕様書に記載されていない事項は、「四日市市建築設計業務委託共通仕様書」による。

Ⅲ. 設計図書作成要領

1. 仕様書は、市指定の特記仕様書及び国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の公共建築(改修)工事標準仕様書を使用すること。
2. 設計図の作成は、前記仕様書、建築基準法及び消防法等の関係法令に整合した内容とすること。
3. 設計図には、原則として材料の商品名、製造会社名を記入しないこと。
4. 特記仕様書に記載されていない材料等を採用する場合は、事前に監督職員の承諾を得ること。
5. 設計基準については、別紙1に定める基準に準じること。
6. 設計図の編集及び表題は、監督職員の指示による。
7. 設計に当たっては、指示した工事概算予算を検討の上進めること。
8. 設計原図の大きさは、A1又はA2とする。(原則として、新築等A1、改修等A2とする)
9. 設計図書の作成における特記事項は別紙2による。

Ⅳ. 官公署その他への手続き

・建築基準法第18条第2項の規定による計画通知、三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例に基づく通知書等その他工事に必要な諸管署への手続きは、受託者において行うものとする。なお、計画通知の申請にかかる、初回の申請手数料については、委託者の負担とする。ただし、申請内容の不備等により再申請が必要となった場合の手数料は、受託者の負担とする。なお、申請までを委託工期限内に行うものとし、申請に伴う指摘事項の修正、確認済証の交付については受託者の責任において行うこと。
中高層条例における標識看板の作成、設置及び設置報告書等の届出は、受託者負担にて行うこととする。

Ⅴ. そ の 他

1. 設計図書は設計業務の完了後も受託者において改変することなく管理するものとする。
2. 受託者は設計業務終了後も、設計図書の疑義等必要が生じた場合は随時委託者との協議に応じるものとする。
3. 一部下請け(再委託)については事前に監督職員へ届け出、承諾を得た上で決定すること。

Ⅵ. 設計者への提示資料

(1)既設図面(一部CADデータ有)

(注1)各種図面においてCADデータと表記のないものは、原図あるいは現場製本とする。

(注2)添付された既設図面については、改修等により現況と一致しないことがあるため、現地調査を行うこと。

Ⅶ. 履行遅延による遅延金及び契約解除について

(1)本業務の成果品は「別表1-1、別表1-2、別表1-3」の提出期限までに提出すること。

なお、委託者の責めに帰すべき理由がある場合を除き、「別表1-1、別表1-2、別表1-3」及び「別表2-1、別表2-2、別表2-3」の各期限までに成果品の提出がない場合は、委託契約書第43条、第44条及び45条に基づき契約の解除に関する協議を行うこととする。

(2)最終成果品は、工事発注を行ううえで必要な情報を網羅し、図面、数量算出書、数量調書等の整合が図れたものを履行期間内に提出すること。

なお、委託者の責めに帰すべき理由がある場合を除き、履行期間内に業務が完了することができない場合には、委託業務契約書第52条に基づく損害賠償請求等に関する協議を行うこととする。

○本業務について、受託者は、業務の対象である施設の設計内容及び業務の実施内容が以下に掲げる技術基準等に適合するよう業務を実施すること。

<共通>

- ・官庁施設の基本的性能基準
- ・官庁施設の総合耐震・対津波計画基準
- ・官庁施設の総合耐震診断・改修基準
- ・官庁施設の環境保全性基準
- ・官庁施設のユニバーサルデザインに関する基準
- ・ユニバーサルデザインのまちづくり施設 整備マニュアル(三重県)
- ・四日市市景観計画(H20)
- ・建築物解体工事共通仕様書・同解説
- ・公共建築工事積算基準
- ・公共建築工事標準単価積算基準
- ・公共建築工事共通費積算基準
- ・公共建築設計業務委託共通仕様書
- ・官庁施設の設計業務等積算基準・同要領

<建築>

- ・建築工事設計図書作成基準
- ・公共建築工事標準仕様書
- ・公共建築改修工事標準仕様書
- ・公共建築木造工事標準仕様書
- ・敷地調査共通仕様書
- ・建築設計基準
- ・建築設計基準の資料
- ・建築構造設計基準
- ・建築構造設計基準の資料
- ・木造計画・設計基準
- ・木造計画・設計基準の資料
- ・構内舗装・排水設計基準
- ・構内舗装・排水設計基準の資料
- ・建築工事標準詳細図

<建築設備>

- ・建築設備工事設計図書作成基準
- ・公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編)
- ・公共建築設備工事標準図(電気設備工事編)
- ・公共建築改修工事標準仕様書(電気設備工事編)
- ・公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編)
- ・公共建築設備工事標準図(機械設備工事編)
- ・公共建築改修工事標準仕様書(機械設備工事編)
- ・建築設備計画基準
- ・建築設備設計基準
- ・雨水利用・排水再利用設備計画基準
- ・建築設備耐震設計・施工指針
- ・建築設備設計計算書作成の手引き

<建築積算>

- ・公共建築数量積算基準
- ・建築工事内訳書(市指定の様式)

<建築設備積算>

- ・公共建築設備数量積算基準
- ・建築設備工事内訳書(市指定の様式)

※上記基準等の改訂年度については、最新のものを採用すること。

別表1-1 成果品一覧 (○印を適用する) プールほか改修

	成果品	提出部数	提出期限	形態
基本設計	建築計画概要書 基本設計図 設備設計概要書			
実施設計	○ 建築設計図 電気設備設計図 機械設備設計図 外構図	各1部	既設図 令和 3年 9月 10日 (別表2-1による) 実施設計図 令和 3年 11月 5日 (別表2-1による)	A3白焼き及びPDF
			最終成果品 令和 4年 1月 11日	トレーシングペーパー原図1部
	構造計算書 山留構造計算書 設備設計計算書			
	○ 積算数量算出書 ○ 積算数量調書	各1部	別表2-1による	積算数量調書の作成は、営繕積算システムRIBC2(一般財団法人建築コスト管理システム研究所)によること。
	○ 概算工事費	各1部	令和 3年 10月 8日	概算工事費算出時はRIBC2以外の使用も可とする。
	建設計画概要書			
	透視図 模型			
計画通知関係図書の申請・届出				
共通	アスベスト調査箇所報告書			

(注1)設計図及び積算内訳書等でOA化されたものは、元データ形式以外にPDF形式も合わせてCD-ROM等に保存し提出すること。

(注2)設計図は、CAD入力を原則とする。なお、原則として市使用のCADデータ形式に変換可能なCADソフトを使用すること。(他の形式から変換した場合は、元データと比較して文字、線種、寸法及び縮尺等に誤りがないことを確認すること。なお、誤りがあった場合は監督職員の指示により受託者は修正を行うこと。)

(注3)提出期限は監督職員の確認及びそれに伴う内容訂正など設計内容の精査が終了した状態で提出する期限とする。なお、監督職員の内容確認に必要な期間は、原則5営業日とする。(ただし、その期間は事前に監督職員と協議し決定することができる。)

(注4)設計を行ううえで必要な納まり、仕上等の打合せは、受託者が必要に応じて、監督職員に適宜申し出を行うこと。なお、打合せが行われずに設計図が提出された場合は、受託者は監督職員の指示により、修正、図面の追加を行うこと。

(注5)見積書においては、原本(印入り、日付あり)を提出すること。また、見積条件は図面及び各社整合しているか十分確認すること。なお、見積書は原則3社以上取り、比較検討すること。

(注6)提出された成果物については、施工図の作成等のため当該施設に係る工事の受注者等に貸与し、使用することがあります。

(注7)アスベスト調査箇所報告書は、監督職員と協議の上、アスベスト含有の可能性のある箇所について、平面図及び写真等にて報告すること。

別表2-1 プールほか改修

成 果 物		備考（提出期限）		
		既設図	実施設計図	
実施設計	建築（意匠）	○ 特記仕様書（市の様式による） 仕様概要表		令和3年11月5日
		○ 仕上表 面積表及び求積図	令和3年9月10日	令和3年11月5日
		○ 敷地案内図		令和3年11月5日
		○ 配置図		令和3年11月5日
		○ 平面図（各階）	令和3年9月10日	令和3年11月5日
		○ 断面図	令和3年9月10日	令和3年11月5日
		立面図（各面） 矩計図		
		○ 展開図		令和3年11月5日
		天井伏図		
		○ 平面詳細図		令和3年11月5日
		○ 断面詳細図		令和3年11月5日
		○ 部分詳細図		令和3年11月5日
		建具表		
		外構図		
		計画通知書		
		防災計画図書		
		省エネルギー関係計算書		
		日影図		
		模型		
		透視図		
	○ 各種技術資料		適宜	
	○ 各種改修工法比較検討書		令和3年9月10日	
	建築（構造）	構造設計図		
		(1) 伏図		
		(2) 軸組図		
		(3) 各部断面図		
		(4) 標準詳細図		
		(5) 各部詳細図		
		構造計算書		
		仕様書		
		各種技術資料		
積算	○ 建築工事積算数量算出書		令和3年12月20日	
	○ 建築工事積算数量調書		令和3年12月20日	

○を作成し提出すること。

尚、作成にあたっては、既存建築物等の現地調査を十分行うこと。

別表1-2 成果品一覧 (○印を適用する) ガラスカーテンウォール改修

	成果品	提出部数	提出期限	形態
基本設計	建築計画概要書 基本設計図 設備設計概要書			
実施設計	○ 建築設計図 電気設備設計図 機械設備設計図 外構図	各1部	既設図 令和 3年 9月 17日 (別表2-2による) 実施設計図 令和 3年 11月 12日 (別表2-2による) 最終成果品 令和 4年 1月 11日	A3白焼き及びPDF トレーシングペーパー原図1部
	構造計算書 山留構造計算書 設備設計計算書			
	○ 積算数量算出書 ○ 積算数量調書 ○ 概算工事費	各1部 各1部	別表2-2による 令和 3年 10月 8日	積算数量調書の作成は、営繕積算システムRIBC2(一般財団法人建築コスト管理システム研究所)によること。 概算工事費算出時はRIBC2以外の使用も可とする。
	建設計画概要書			
	透視図 模型			
	計画通知関係図書の申請・届出			
	共通	アスベスト調査箇所報告書		

(注1)設計図及び積算内訳書等でOA化されたものは、元データ形式以外にPDF形式も合わせてCD-ROM等に保存し提出すること。

(注2)設計図は、CAD入力を原則とする。なお、原則として市使用のCADデータ形式に変換可能なCADソフトを使用すること。(他の形式から変換した場合は、元データと比較して文字、線種、寸法及び縮尺等に誤りがないことを確認すること。なお、誤りがあった場合は監督職員の指示により受託者は修正を行うこと。)

(注3)提出期限は監督職員の確認及びそれに伴う内容訂正など設計内容の精査が終了した状態で提出する期限とする。なお、監督職員の内容確認に必要な期間は、原則5営業日とする。(ただし、その期間は事前に監督職員と協議し決定することができる。)

(注4)設計を行ううえで必要な納まり、仕上等の打合せは、受託者が必要に応じて、監督職員に適宜申し出を行うこと。なお、打合せが行われずに設計図が提出された場合は、受託者は監督職員の指示により、修正、図面の追加を行うこと。

(注5)見積書においては、原本(印入り、日付あり)を提出すること。また、見積条件は図面及び各社整合しているか十分確認すること。なお、見積書は原則3社以上取り、比較検討すること。

(注6)提出された成果物については、施工図の作成等のため当該施設に係る工事の受注者等に貸与し、使用することがあります。

(注7)アスベスト調査箇所報告書は、監督職員と協議の上、アスベスト含有の可能性のある箇所について、平面図及び写真等にて報告すること。

別表1-3 成果品一覧 (○印を適用する) 自動火災報知設備更新

	成果品	提出部数	提出期限	形態
基本設計	建築計画概要書 基本設計図 設備設計概要書			
実施設計	○ 建築設計図 ○ 電気設備設計図 ○ 機械設備設計図 ○ 外構図	各1部	既設図 令和 3年 9月 17日 (別表2-3による) 実施設計図 令和 3年 11月 12日 (別表2-3による)	A3白焼き及びPDF
			最終成果品 令和 4年 1月 11日	トレーシングペーパー原図1部
	構造計算書 山留構造計算書 設備設計計算書			
	○ 積算数量算出書 ○ 積算数量調書 ○ 概算工事費	各1部 各1部	別表2-3による 令和 3年 10月 8日	積算数量調書の作成は、営繕積算システムRIBC2(一般財団法人建築コスト管理システム研究所)によること。 概算工事費算出時はRIBC2以外の使用も可とする。
	建設計画概要書			
	透視図 模型			
	計画通知関係図書の申請・届出			
共通	アスベスト調査箇所報告書			

(注1)設計図及び積算内訳書等でOA化されたものは、元データ形式以外にPDF形式も合わせてCD-ROM等に保存し提出すること。

(注2)設計図は、CAD入力を原則とする。なお、原則として市使用のCADデータ形式に変換可能なCADソフトを使用すること。(他の形式から変換した場合は、元データと比較して文字、線種、寸法及び縮尺等に誤りがないことを確認すること。なお、誤りがあった場合は監督職員の指示により受託者は修正を行うこと。)

(注3)提出期限は監督職員の確認及びそれに伴う内容訂正など設計内容の精査が終了した状態で提出する期限とする。なお、監督職員の内容確認に必要な期間は、原則5営業日とする。(ただし、その期間は事前に監督職員と協議し決定することができる。)

(注4)設計を行ううえで必要な納まり、仕上等の打合せは、受託者が必要に応じて、監督職員に適宜申し出を行うこと。なお、打合せが行われずに設計図が提出された場合は、受託者は監督職員の指示により、修正、図面の追加を行うこと。

(注5)見積書においては、原本(印入り、日付あり)を提出すること。また、見積条件は図面及び各社整合しているか十分確認すること。なお、見積書は原則3社以上取り、比較検討すること。

(注6)提出された成果物については、施工図の作成等のため当該施設に係る工事の受注者等に貸与し、使用することがあります。

(注7)アスベスト調査箇所報告書は、監督職員と協議の上、アスベスト含有の可能性のある箇所について、平面図及び写真等にて報告すること。

別表2-3 自動火災報知設備更新

成 果 物		備考（提出期限）		
		既設図	実施設計図	
実 施 設 計	電 気	○ 特記仕様書(市の仕様による)		令和3年11月12日
		○ 敷地案内図		令和3年11月12日
		○ 配置図		令和3年11月12日
		電灯設備図		
		動力設備図		
		受変電設備図		
		自家発電設備図		
		避雷設備図		
		構内交換設備図		
		構内情報通信網設備図		
		○ 電気時計拡声設備図	令和3年9月17日	令和3年11月12日
		インターホン設備図		
		テレビ共同受信設備図		
		○ 火災報知設備図	令和3年9月17日	令和3年11月12日
		中央監視制御設備図		
		防犯設備図		
		構内配線経路図		
		構内通信経路図		
		計画通知書		
		防災計画書		
		省エネルギー関係計算書		
		○ 各種技術資料	適宜	適宜
	○ 各種計算書	適宜	適宜	
積 算	○ 電気設備工事積算数量算出書		令和3年12月20日	
	○ 電気設備工事積算数量調書		令和3年12月20日	

○を作成し提出すること。

尚、作成にあたっては、既存建築物等の現地調査を十分行うこと。

三重北勢健康増進センタープール改修ほか工事設計業務委託

1. 業務概要

本設計業務委託は、三重北勢健康増進センターのプール等の改修及びプール部ガラスカーテンウォール改修並びに火災報知設備の更新工事の実設計業務を行うものである。

2. 対象箇所

三重北勢健康増進センター（RC造地下1階地上3階建て、延べ面積約3925㎡）

- ・第1プール槽及び第2プール槽改修
- ・プールサイド床改修
- ・トイレ・シャワーゾーン床改修
- ・プール部ガラスカーテンウォール改修
- ・自動火災報知設備の更新（改修床面積約3925㎡）

3. 特記事項

【一般事項】

- ・別途貸与する既設図面等を参考に、十分現地調査を行い、既設図を作成すること。
- ・現地調査による写真を提出すること（全景、劣化状況、改修対象箇所、調査状況、その他設計上必要な状況）。なお、提出期限は既設図の成果品提出日とする。
- ・改修工法について、各種改修工法比較検討書を提出すること。（自動火災報知設備を除く）なお検討書には、改修コスト、耐久年数、施工工期、補修時のコスト等を明示し、別表2-1及び別表2-2の期限までに提出すること。
- ・改修工法について、原則として2社以上の工法が適用できること。（他社材料等でも同等性能の工法が可能であることを確認すること）
- ・監督職員の求めに応じ、課内調整用資料の作成を行うこと。なお、課内調整の内容を反映した改修計画図及び概算工事費を提出日までに提出すること。
- ・仮設計画については、実行可能な計画を監督職員と調整のうえ作成すること。（資材搬出入経路、車両進入経路、工事ヤード、足場、作業員の安全対策、施設利用者の安全対策、仮設電源水道等）
- ・施設を利用しながらの工事であるため、工事中の施設利用者の安全確保、対応等を施設管理者から聞き取りを行い、議事録を提出のうえ必要な条件等を図面に反映させること。
- ・足場及び重機等の設置計画については、専門業者への聞き取りを行い、議事録を提出のうえ監督職員と協議し、設計にあたること。
- ・施設利用者用通路等の仮設計画は、「建築工事公衆災害防止対策要綱 建築工事編」等の関係法令を厳守して計画すること。

- ・関係法令の手続きが必要な場合は、特記仕様書の施工条件に明示すること。

【第1 プール槽及び第2 プール槽改修】

- ・各プール槽の全面改修を行うものとする。改修工法として原則タイル張りの張替えを行うものとする。なお、シート防水改修、ステンレス内張り改修又はプール塗料改修等との比較検討を行い、比較検討書を提出すること。

【プールサイド床改修】【トイレ・シャワーズーン床改修】

- ・床の全面改修を行うものとする。改修工法として原則タイル張りの張替えを行うものとする。なお、防滑性ビニル床シート等との比較検討を行い、比較検討書を提出すること。
- ・改修するにあたり、手摺等の脱着が必要な場合は位置を明示し、経費を精査すること。

【プール部ガラスカーテンウォール改修】

- ・トップライト部分からの雨漏り改修を行うものとする。別途貸与する雨漏り箇所調査報告書にもとづき、改修工法としてカバー工法又は撤去工法等を検討し、各種改修工法との比較検討を行い、比較検討書を提出すること。なお、他工法の提案も可とする。
- ・カーテンウォール部分の、シーリングを打替える計画とすること。

【自動火災報知設備の更新】

- ・感知器、発信機、表示灯、受信機、防災監視盤、副表示盤、非常放送設備を更新する。
- ・配線は既設が再利用不可の場合更新とする。
- ・上記機器の更新に伴い、更新の必要があるものは更新とすること。
- ・既設の連動しているものは、更新後も連動とすること。
- ・施設を使用しながらの工事となるため、施工条件について、打ち合わせを行った上で必要な事項を明示すること。また、工事に伴う無警戒の期間等を考慮した計画とすること。

4. 積算について

設計書は、工事ごとに作成すること。

① 積算数量算出調書

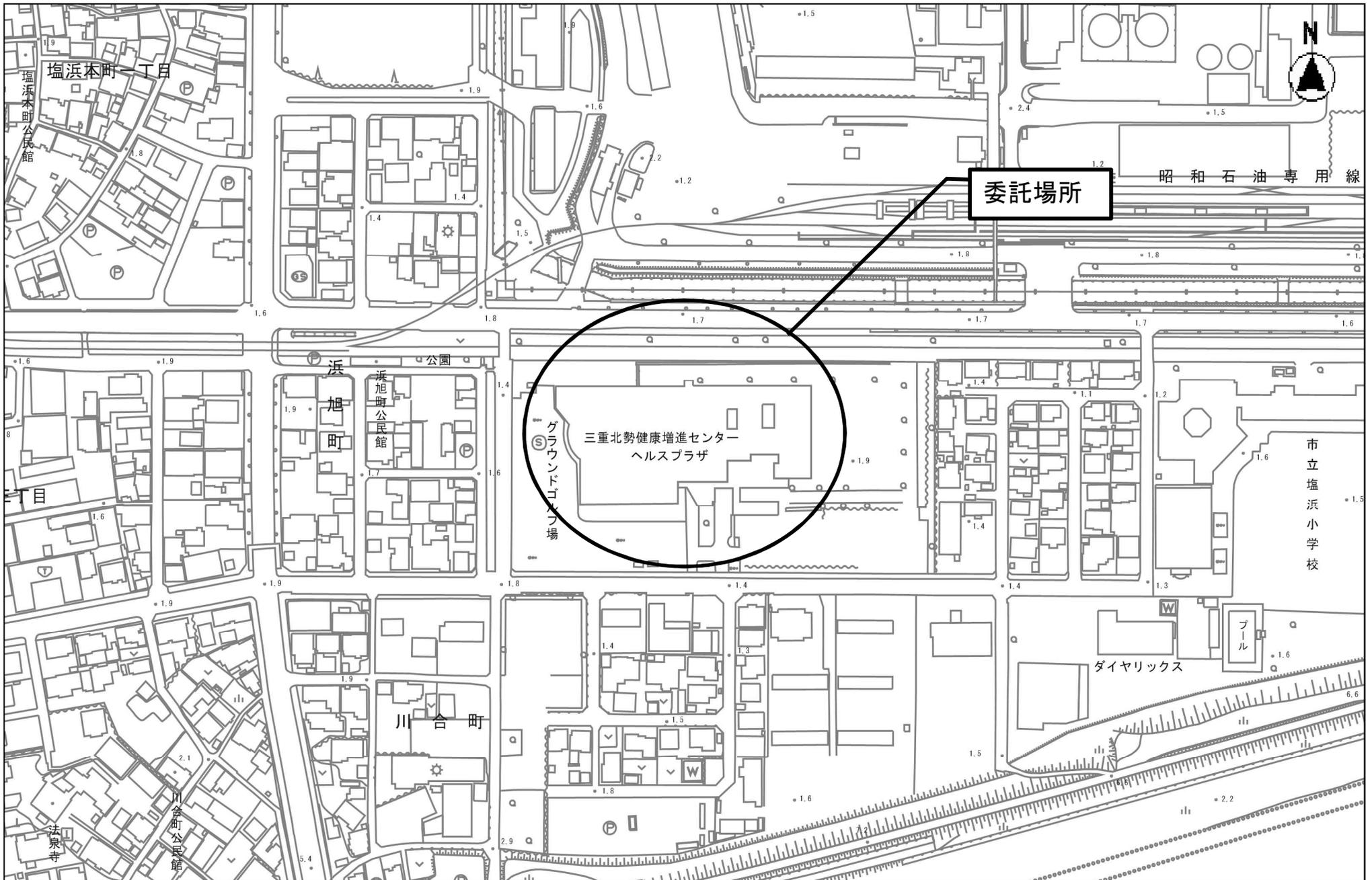
- ・調書の書式や作成要領について、事前に監督職員と協議し指示に従うこと。
- ・アスベスト含有建材の数量は、その他の廃材とは別項目にて計上すること。
- ・数量積算の漏れ、重複の防止と監督職員の確認作業を迅速にするため、設計図に番号や色わけをした積算案内図を作成すること。

② 積算数量調書

- ・調書の作成は、R I B C 2により行うこと。なお、基本的な構成については、別途監督職員と協議のうえ決定すること。
- ・R I B C 2は受託者の負担により、期限付きライセンスを取得すること。なお、ライセンス期間は最小限となるよう業務を実施し、延期等が発生した場合の料金は、原則、受託者の負担とする。
- ・R I B C 2による調書の作成要領等については、事前に監督職員と協議し指示に従うこと

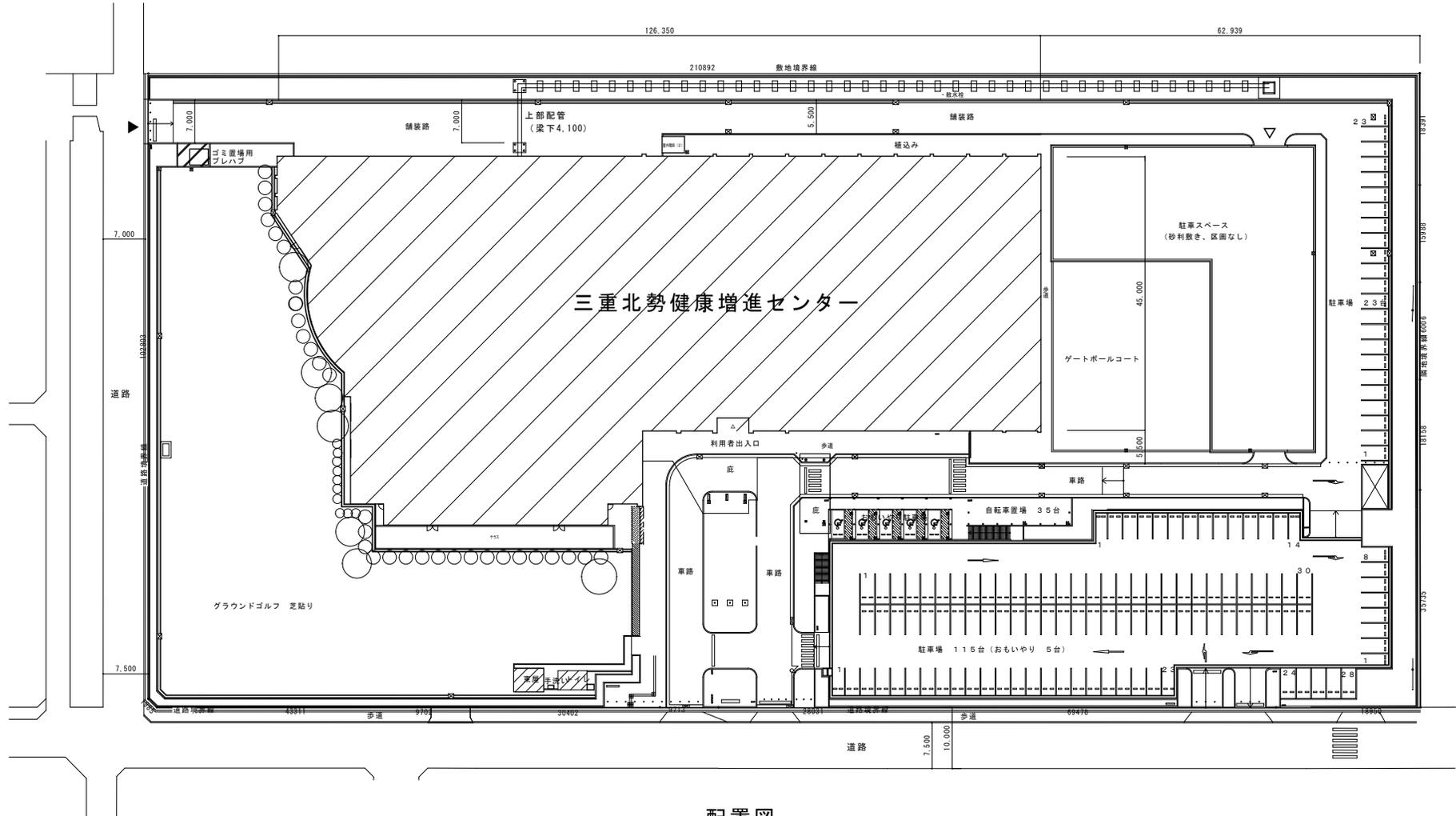
5. 積算について

- ・見積りは原則3社以上とする。
- ・見積りの宛名は「四日市市長」とすること。
- ・見積り依頼する場合は、見積り項目設計書を作成して依頼する等、提出された見積り内容が同様の仕様であり、比較ができるようにすること。
- ・見積り比較表及び見積り業者リストを作成すること。
- ・見積り調整率については監督職員と協議のうえ決定すること。なお、特殊な工事等に関しては市場状況を調査のうえ適切な調整率を提案すること。
- ・専門工事業者に見積りする場合は、原則、その工事を直接受注した実績があること。総合建設業主体の業者による見積りは不可とする。
- ・法定福利費は別途一式で計上するのではなく、各項目に含むよう指示すること。
- ・材工共の見積りを取ること。
- ・運搬費、荷揚費、諸経費がある場合は、分けて見積りを取ること。



縮尺 1 : 2500
 2013100 0 10 20 30 40 50 60 70 80

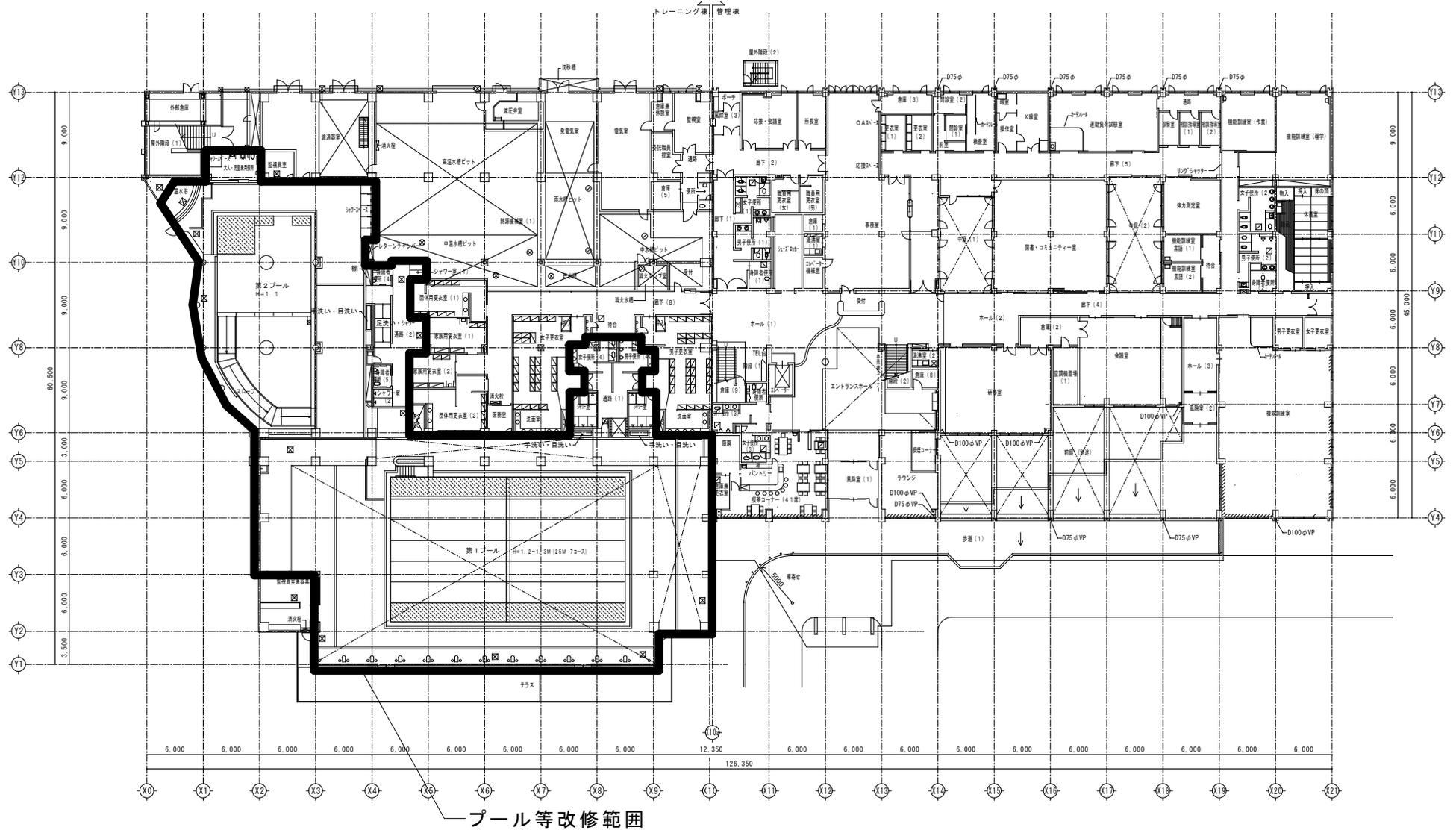
三重北勢健康増進センター



配置図

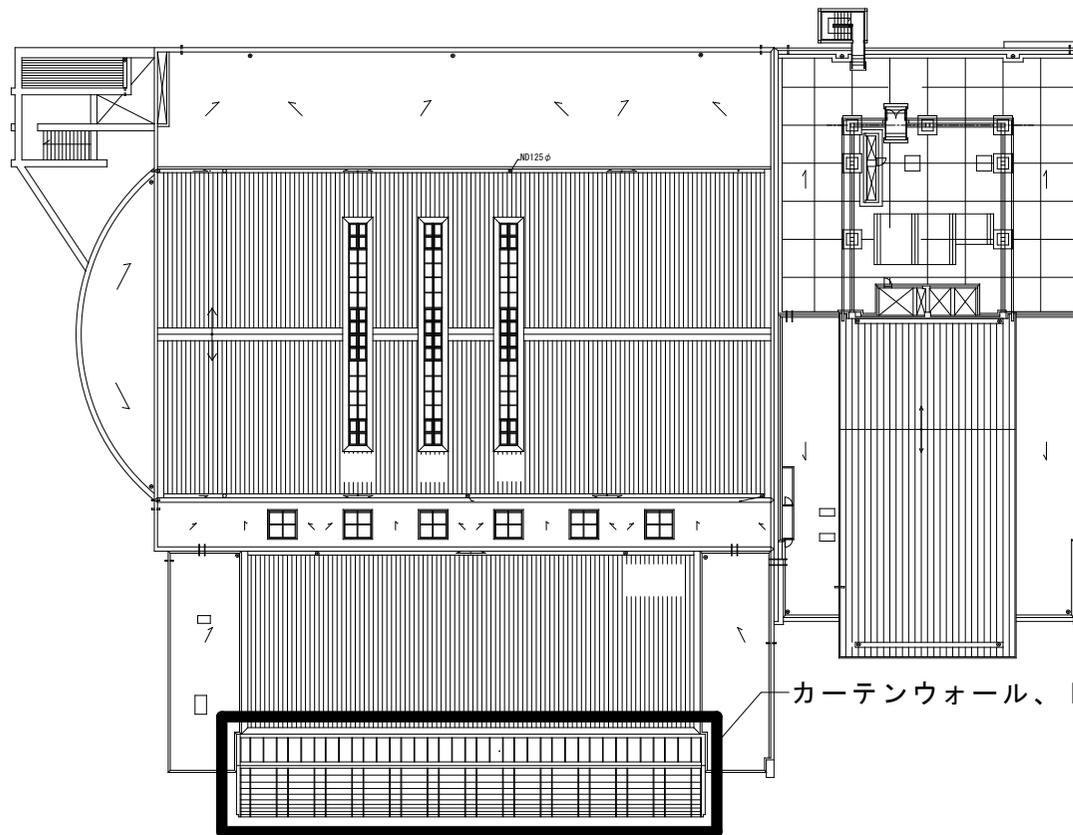
 . . . 委託対象建物部分を示す

三重北勢健康増進センター



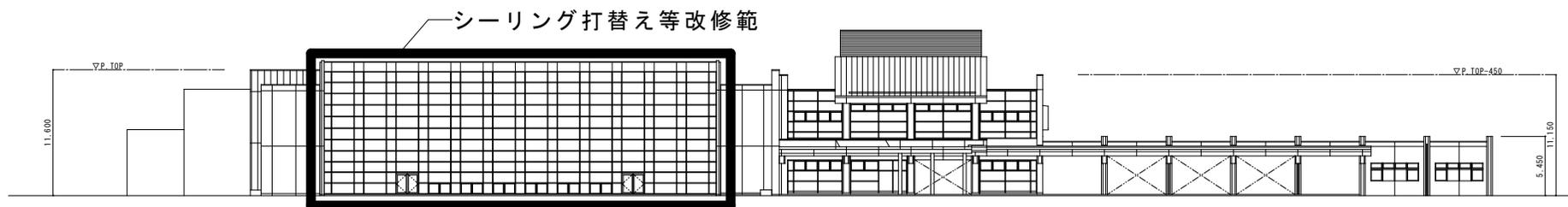
1階平面図

三重北勢健康増進センター



カーテンウォール、トップライト改修範囲

屋根伏図

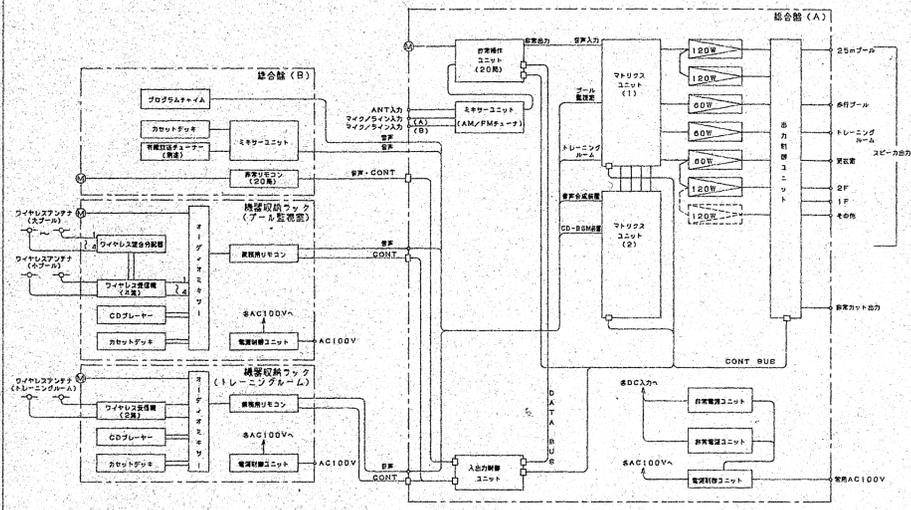


シーリング打替え等改修範

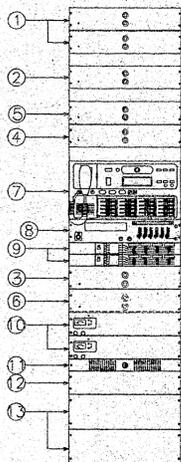
南立面図

三重北勢健康増進センター

放送設備システムブロック図



H1 防災アンプ



N.O	機器名称
1	電力増幅ユニット 240W (25mプール)
2	電力増幅ユニット 60W (歩行プール)
3	電力増幅ユニット 120W (その他)
4	電力増幅ユニット 60W (トレーニングルーム)
5	電力増幅ユニット 60W (更衣室)
6	電力増幅ユニット 120W (別途工事)
7	非常操作ユニット
8	ミキサーユニット
9	入力マトリクスユニット
10	非常電源ユニット
11	電源制御ユニット
12	入出力制御ユニット
13	20局増設出力制御ユニット

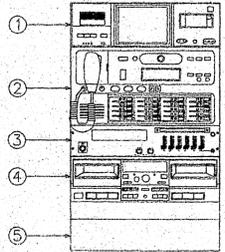
電源	AC100V 50/60Hz	入力マトリクスユニット	入力回路	8入力4出力(2台増設時)
非常操作ユニット	20局+一斉+緊急一斉			
放送選択スイッチ	ノンロック式 2回路 (4音上がり、4音下がり)			
コールサインスイッチ	第1・第2信号、発報、火災、非火災			
音声警報音	第1・第2信号、発報、火災、非火災			
ミキサーユニット	入力回路	インプットA×2、B×2、C×4		
ラジオチューナ	FMS局 AM5局 電子チューナ			
電力増幅ユニット	定格出力	540W		
非常電源ユニット	充電方式	トリクル充電		
		1ユニットにつき480Wまで		
電源制御ユニット	AC電源	8回路 最大28A		
入出力制御ユニット	DC24V			
増設出力制御	スピーカー端子	20回路 (1回路200Wまで)		

1F 委託職員控室 総合盤(A)に組込

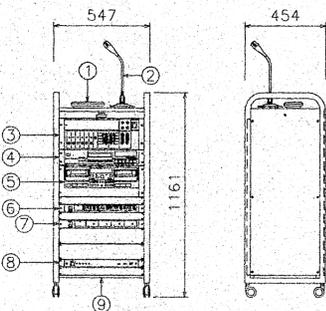
H2 非常リモコン

1F 事務室 総合盤(B)に組込

1. プログラムチェンジ	プログラム数	64ステップ 30種類
	使用ディスク	MDディスク
	サンプリング	44.1kHz
2. 非常リモコン	電源	DC24V (防災アンプ本体より供給)
	放送選択スイッチ	20局
	非常マイク入力	-55dBm 10kΩ 不平衡
	業務入力	0dB 10kΩ 不平衡 1回路
3. ミキサーユニット	入力回路	インプットA×2、B×2、C×4
4. カセットデッキ	トラック方式	4トラック2チャンネルステレオ
	周波数特性	40Hz~15kHz±3dB (ノーマル)
5. 有線放送チューナー	(スペース)	



- ☒ 機器収納ラック (プール監視室) 接続図共 (E-51図参照)
- ☒ 機器収納ラック (トレーニングルーム) 接続図共 (E-51図参照)



1. リモコン本体	機能	ブロック・個別一斉放送可能 放送状態LED表示、160回線コントロール
2. マイクホン		ダイナミックマイクホン
3. コンバクトミキサー	入力	モノラル×6、ステレオ(4入力1出力)×2
4. CDプレーヤー	周波数特性	2Hz~20kHz±0.5dB
		ダブルカセット方式
5. カセットデッキ	周波数特性	40Hz~15kHz±3dB (ノーマルテープ)
6. ファイアレス受信機	受信周波数	プール監視室: 800MHz帯 (4波) トレーニングルーム: 800MHz帯 (2波)
7. ファイアレス混合分配器 (プールのみ納入)	アンテナ入出力	α・β各2入力、α・β各4分配
8. 電源制御ユニット	制御電流容量	トータル40A
9. システムラック	仕様プレート、換機ケリブル3m (兼用)	
付属品	ファイアレスマシ: ハンド形×3本 (兼用)	
		インストラクター用×3本 (兼用)

H4 天井埋込スピーカー SCaHi-1V_a-M

定格入力	1W
入力インピーダンス	3.3kΩ, 10kΩ
周波数特性	100Hz~15kHz
出力音圧レベル	92dB (1m, 1Wにて)
使用スピーカー	1.6cm丸形スピーカー
パネル	アルミバネシヤク

H6 壁掛スピーカー (ATT付) SWHi-1V_a

定格入力	1W
入力インピーダンス	10kΩ
周波数特性	150Hz~15kHz
出力音圧レベル	92dB (1m, 1Wにて)
使用スピーカー	1.2cm丸形スピーカー
音線調整器	4段階切替

H7 露出型天井スピーカー

定格入力・種別	3W/L級 (1W/L級)
入力インピーダンス	3.3kΩ, 10kΩ
周波数特性	100Hz~15kHz
出力音圧レベル	92dB (1m, 1Wにて)
使用スピーカー	1.2cmコンススピーカー
その他	1W・3W入力切替スイッチ付き 引出線ガイド溝付き

H8 プール用スピーカー

形 式	フルレンジ密閉型
許容入力	30W
入力インピーダンス	167Ω/330Ω/670Ω (ローパススイッチ切替)
周波数特性	100Hz~18kHz
出力音圧レベル	89dB

アンプ容量計算書

回路番号	H4	H5	H6	H7	H7'	H8	H9	H10	ELV	小計 (W)	プール (W)	トレーニング (W)	その他 (W)	
1	2					13	2			207	207			
2	2	11						5		28	28			
3	3		5	5			1			18			18	
4	3	3								6			6	
5	2	10	2							14			14	
6	4									4			4	
7		7	3							10			10	
8	20									20			20	
9		4	2							6			6	
10	4		2							6			6	
11	1	17	3							21		21		
12	4	4	4							12			12	
13	3	4	4							11			11	
14		2								2			2	
15			1							1			1	
										合計	367	235	21	111
										アンプ出力	540	360	60	120

よってアンプ出力540Wとする。

H9 防滴スピーカー (壁取付タイプ)

定格入力	5W
インピーダンス	2kΩ, 4kΩ
出力音圧レベル	91dB (1m/1W)
再生周波数帯域	130Hz~18kHz (偏差20dB)
形 式	密閉型
使用スピーカー	1.0cmコンススピーカー

H10 防滴スピーカー (天井埋込タイプ)

定格入力	3W
インピーダンス	3.3kΩ
出力音圧レベル	89dB (1m/1W)
再生周波数帯域	150Hz~20kHz (偏差20dB)
形 式	密閉型
使用スピーカー	8cmコンススピーカー

アッテネータ

入力容量	1W, 2W, 3~5W, 6~30W
入力インピーダンス	10kΩ, 5kΩ, 2kΩ~3.3kΩ
仕 上	新金属パネル

電源制御コンセント

電 源	AC100V 50/60Hz
電 流 容 量	最大 10A
制 御 方 式	EMG時DC24Vのブレイクにより AC100V制御
制 御 電 流	DC24V, 0.5mA (+・-極性あり)
適合ボックス	3個用スイッチボックス (40mm径型は不可)

三重北勢健康増進センター

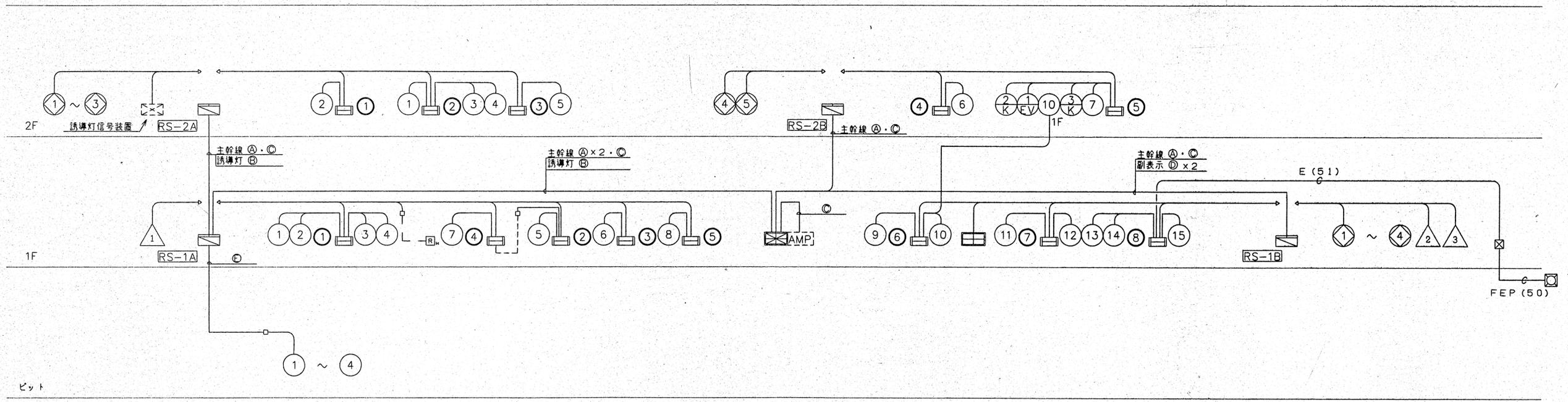
記号	名称	凡	例	要
	防災監視盤		特記参照	
	副表示盤		液晶メッセージ表示	
	GR型中継器盤		中継器盤リスト参照	
◎	発信機		アドレスラブル型	
○	表示灯			◎組込
	消火栓ボックス			
⊖	熱感知器	差動式スポット型	自動試験機能付	2種
⊖	同上	定温式スポット型	自動試験機能付	特種
⊖	同上	同上 防水型	自動試験機能付	1種
⊖	同上	同上 防水型	自動試験機能付	特種
⊖	煙感知器	光電式スポット型	自動試験機能付	2種
⊖	同上	同上 点検口付	自動試験機能付	2種
⊖	同上	同上	自動試験機能付	2.3種
⊖	自動閉鎖装置	フック式		
⊖	同上	シャッター		建築工事
⊖	ガス漏れ検知器			
⊖	消火栓起動装置	70VA		
□	中継ボックス			
—	配線・配管			
—	同上	立上り・引下げ		
—	警戒区画線			
(NO)	警戒区域番号	火報	フロッパー番号	
(NO)	同上	ガス漏れ	フロッパー番号	
(NO)	制御区域番号	防火戸・シャッター	フロッパー番号	
(NO)	同上	発信機	フロッパー番号	
(NO)	同上	連動感知器	フロッパー番号	
注記				
1) 記入なき配線配管サイズは下記とする。				
	HP1.2-2C PF(16)	HP	HP1.2-3C PF(16)	
(ガス漏れ)	AE1.2-4C PF(16)			
Ⓐ	HP1.2-4C PF(16)			
Ⓑ	HP1.2-5P PF(22)			
Ⓒ	HP1.2-10P PF(28)			
Ⓓ	HP-S1.2-3P PF(16)			
Ⓔ	HP1.2-2C PF(16)			
2) 天井いんべい部分はケーブルころがしとする。				

特記	
1) 防災監視盤の仕様は下記の通り。	
・ 自立型	
a) 受信機	
< 機器仕様 >	
・ 種別	複合GR型受信機 (自動試験機能付)
・ 主電源	- AC100V 50/60HZ
・ 予備電源	- DC24V 6AH Ni-cd 蓄電池
・ アドレス数	- 508アドレス (127アドレス/1系統×4)
・ 表示	- デジタル表示 (7セグメント LED 6桁数字表示)
	火災 第1報、第2報
	メッセージ表示
	表示器 バックライト付液晶パネル
	表示文字 JIS 第1、第2水準
	表示内容 火災 防排煙・ガス漏れ・諸警報・他
・ 操作	- メニュー・テンキー方式
・ 主音響	- 音声合成方式
・ 移報	- ソリッド移報 RS-232X2 (CRT用他) RS-485 (R型表示盤用他)
・ 出力 (R/P変換)	- 無電圧α接点×15点 (DC30V, 1A定格)
・ プリンター	- 漢字プリンター (内蔵タイプ)
・ 諸表示部	- 5回線
・ ガス漏れ検知器電源	DC24V
< 機器仕様 >	
・ 任意月間履歴表示 (最小~最大/日)	
・ アナログ値モニター機能	
2) 防災監視盤の表示内訳は下記の通り。	
・ 回線内訳	
a) 受信機	b) 諸表示部
アドレスラブル中継器	13L
自動試験機能付感知器	300L
ポンプ始動 (屋内)	1L
呼水槽減水 (屋内)	1L
ポンプ故障 (屋内)	1L
消火水槽満減水	1L
防火扉・シャッター	9L
ガス漏れ	3L
合計	329L
3) 中継器の仕様は下記の通り。	
(1アドレス1中継器とし、中継器毎の接続可能回線は下記の通り)	
・ 火報用中継器	: 4回線 / 1アドレス
・ 自動試験機能付感知器	: 1回線 / 1アドレス
・ 監視用中継器	: 4回線 / 1アドレス
・ 防排煙用中継器	: 4回線 / 1アドレス
・ 防排煙用中継器 (遠隔復帰付)	: 2回線 / 1アドレス
・ ガス漏れ用中継器	: 4回線 / 1アドレス
4) 防災監視盤は誘導灯信号装置へ火災信号 (無電圧α接点) を4点移報する。	

系統番号	中継機名称	監視		ガス漏れ	防排煙	自火報			合計	系統予備
		消火表示				自動試験機能付感知器	アドレスラブル中継器			
		諸警報					煙感知器	熱感知器		
1・2	RS-1A	回線数	4	1		10	140	5	160	58
	アドレス数		1	1		150		5	157	
3	RS-2A	回線数			3	33	4	3	43	42
	アドレス数				1	37		3	41	
4	RS-1B	回線数		2	4	12	74	3	95	101
	アドレス数			1	1	86		3	91	
合計	RS-2B	回線数			2	26	1	2	31	201
	アドレス数				1	27		2	30	
合計	回線数	4		3	9	81	219	13	329	201
	アドレス数		1	2	3	300		13	319	

1F		2F	
(NO)	(NC)	(NO)	(NC)
1	1	1	1
2	2	2	2
3	1・2	3	3・4
4	3・4	4	4
5	3	5	5
6	4	6	4

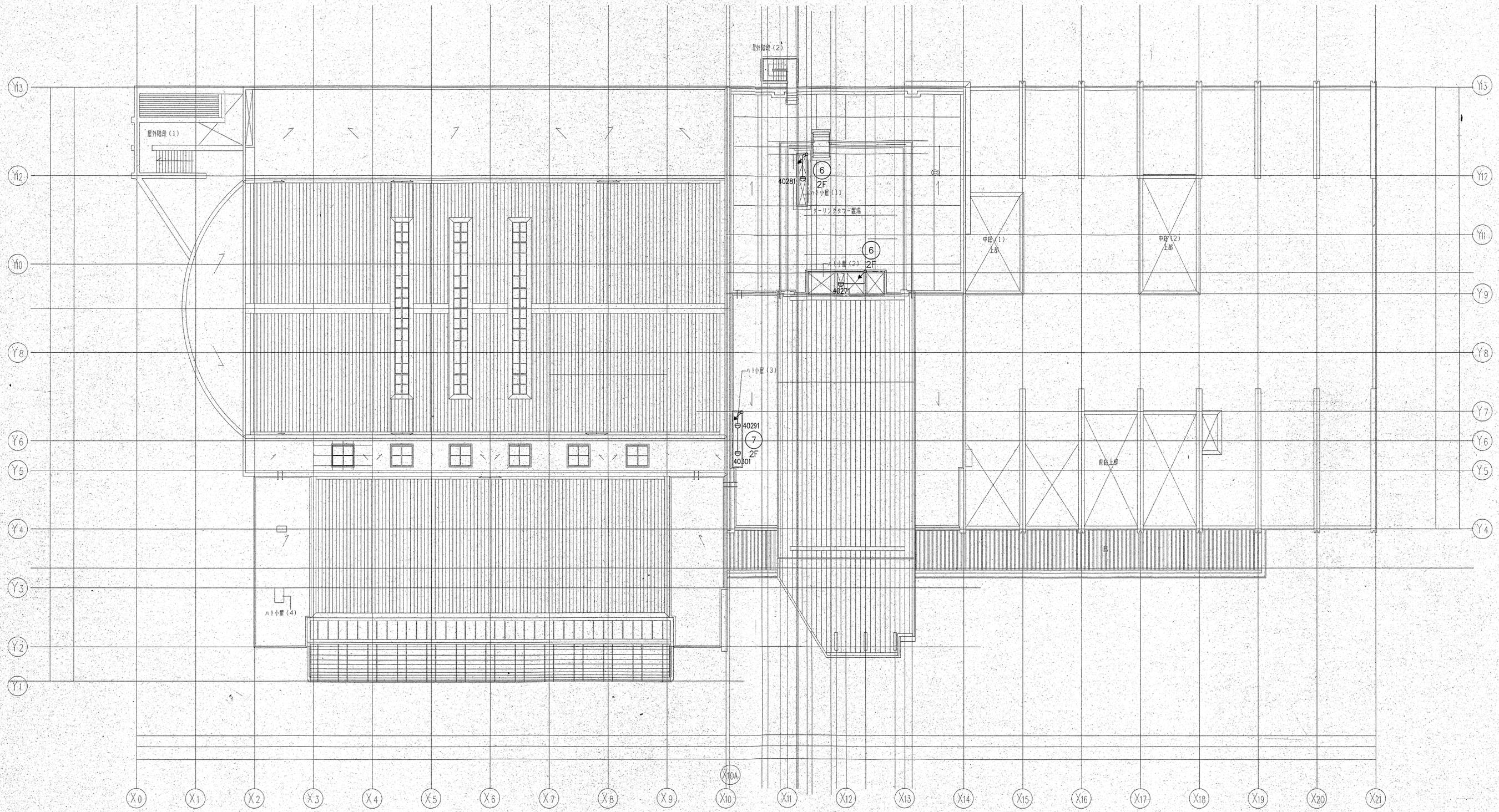
三重北勢健康増進センター



系統図

三重北勢健康増進センター

(仮称)三重北勢健康増進センター建設工事 (建築電気設備)		設計番号 0246	図面番号 E-56
自動火災報知設備系統図	縮尺 1/100	日付 97.12.	No 3

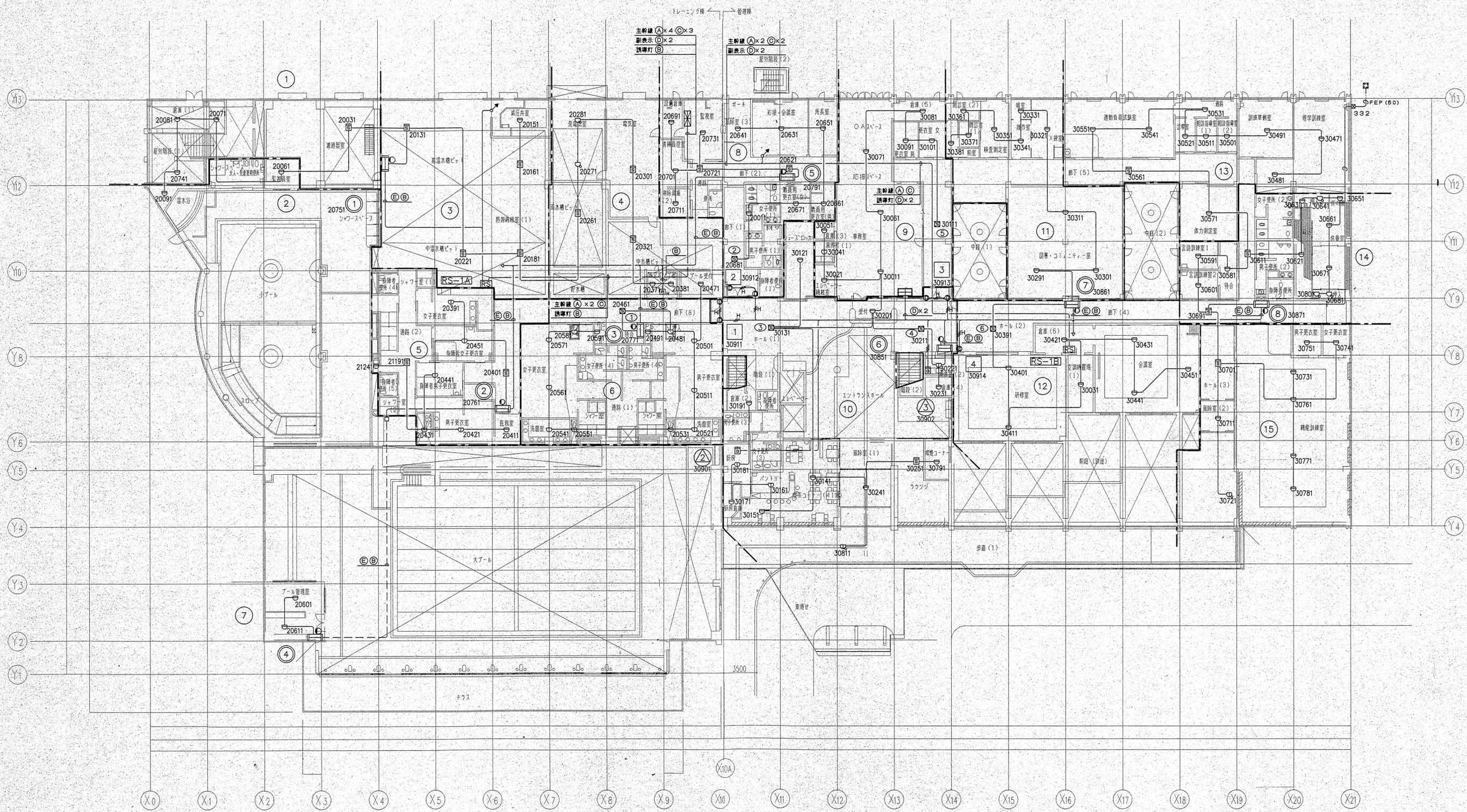


特記なき配管配線は下記とする

—	HP1.2-2C	PF(16)
—	HP1.2-3C	PF(16)
—	AE1.2-4C	PF(16)
Ⓐ	HP1.2-4C	PF(16)
Ⓑ	HP1.2-5P	PF(22)
Ⓒ	HP1.2-10P	PF(28)
Ⓓ	HP-S1.2-3P	PF(16)
Ⓔ	HP1.2-2C	PF(16)

屋根伏図 S=1/200

三重北勢健康増進センター

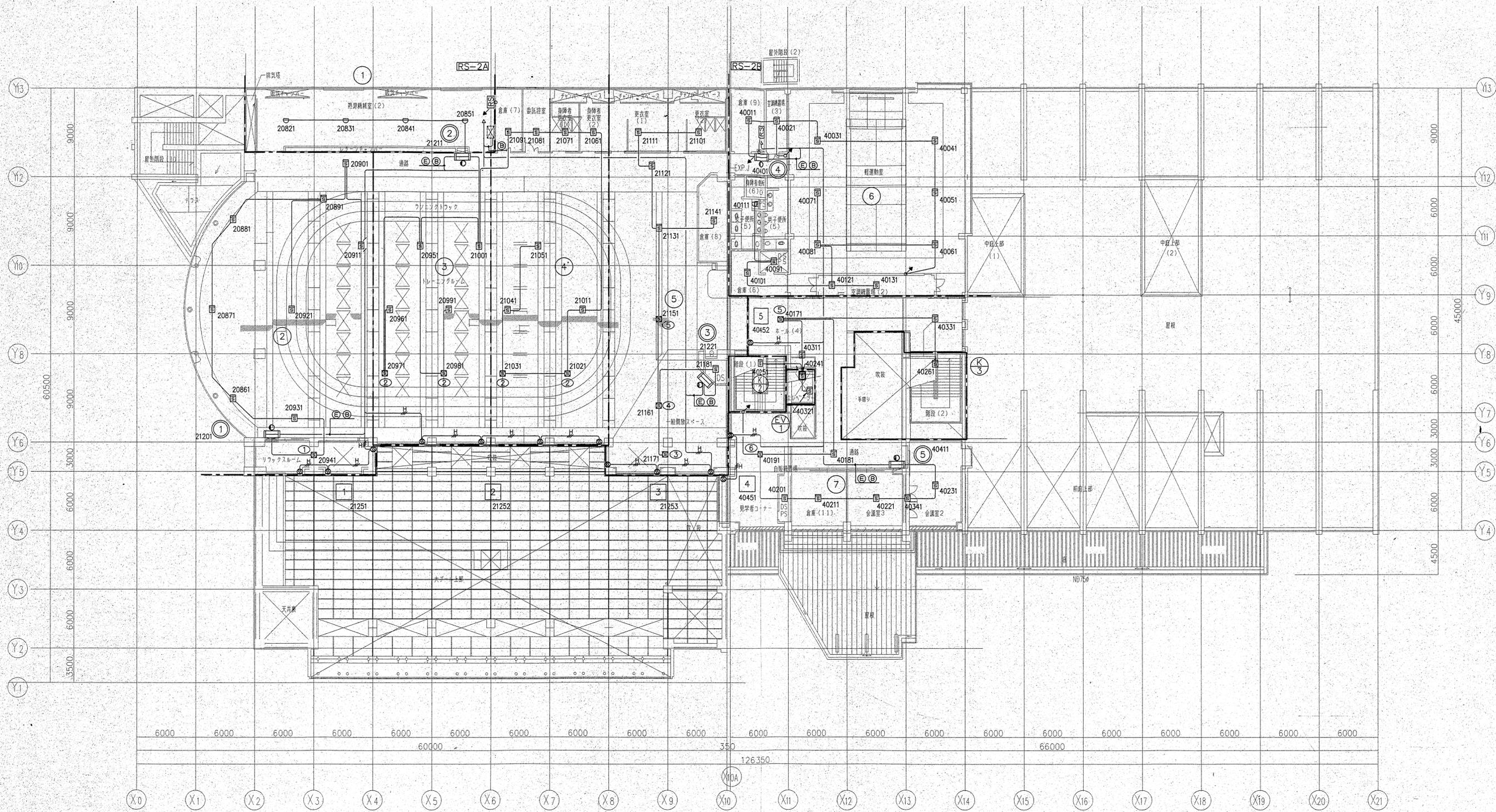


1階平面図 S=1/200

- 特記なき配管配線は下記とする
- HP1.2-2C PF(16)
 - HP1.2-3C PF(16)
 - AE1.2-4C PF(16)
 - HP1.2-4C PF(16)
 - HP1.2-5P PF(22)
 - HP1.2-10P PF(28)
 - HP-S1.2-3P PF(16)
 - HP1.2-2C PF(16)

三重北勢健康増進センター

(仮称) 三重北勢健康増進センター建設工事 (建築工事)		設計番号 0246	図面番号 E-58
自動火災報知設備 1階平面図		縮尺 1/200	頁数 10-8
		No	5



- 特記なき配管配線は下記とする
- HP1.2-2C PF(16)
 - HP1.2-3C PF(16)
 - AE1.2-4C PF(16)
 - HP1.2-4C PF(16)
 - HP1.2-5P PF(22)
 - HP1.2-10P PF(28)
 - HP-S1.2-3P PF(16)
 - HP1.2-2C PF(16)

2階平面図 S = 1 / 200

三重北勢健康増進センター

(仮称) 三重北勢健康増進センター建設工事
(建築工事)

設計番号
0246

図面番号
E - 59

自動火災報知設備 2階平面図

縮尺
1/200

日付
10.8. 5

業務における新型コロナウイルス感染症の拡大防止措置等に関する特記仕様書

本業務における新型コロナウイルス感染症の拡大防止措置等については、以下により徹底を図るものとする。

- (1) 業務の円滑な履行確保を図る観点から、業務の現場等のみならず関係する会社・事務所等も含め、現場状況などを勘案しつつ、アルコール消毒液の設置や不特定の者が触れる箇所の定期的な消毒、手洗い・うがいなど、感染予防の対応を徹底するとともに、すべての作業従事者等の健康管理に留意すること。
- (2) 新型コロナウイルス感染症については、特に、①密閉空間、②密集場所、③密接場面という3つの条件（以下「三つの密」という。）が同時に重なる場では、感染を拡大するリスクが高いため、事務所等における各種の打合せ、更衣室等における着替えや食事・休憩など、多人数が集まる場面や密室・密閉空間における作業などにおいては、他の作業従事者と一定の距離を保つことや作業場所の換気の励行など、三つの密の回避や影響を緩和するための対策に万全を期すこと。
- (3) 感染拡大防止対策を実施するために追加で費用を要する場合は、設計変更の対象とする。ただし、感染防止については、事前に監督員と協議を行い有効な手段と認められる場合に業務計画書に記載した上で履行することを前提とする。
- (4) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、「業務の一時中止や履行期間の延長」が必要な場合には、監督員と協議を行うこと。
- (5) 作業従事者等が新型コロナウイルス感染症の感染者及び濃厚接触者（以下「感染者等」という。）であることが判明した場合は、速やかに監督員に報告すること。また、保健所等の指導に従い、感染者等の自宅待機などの適切な措置を講じること。

なお、感染者等であることが判明した場合は、本業務のみならず、受注者が本市と契約中の全ての業務について、一時中止の措置を行う場合がある。